

令和4年10月7日  
土木部施設保全課

## 横十間川水辺の散歩道における通行止めについて

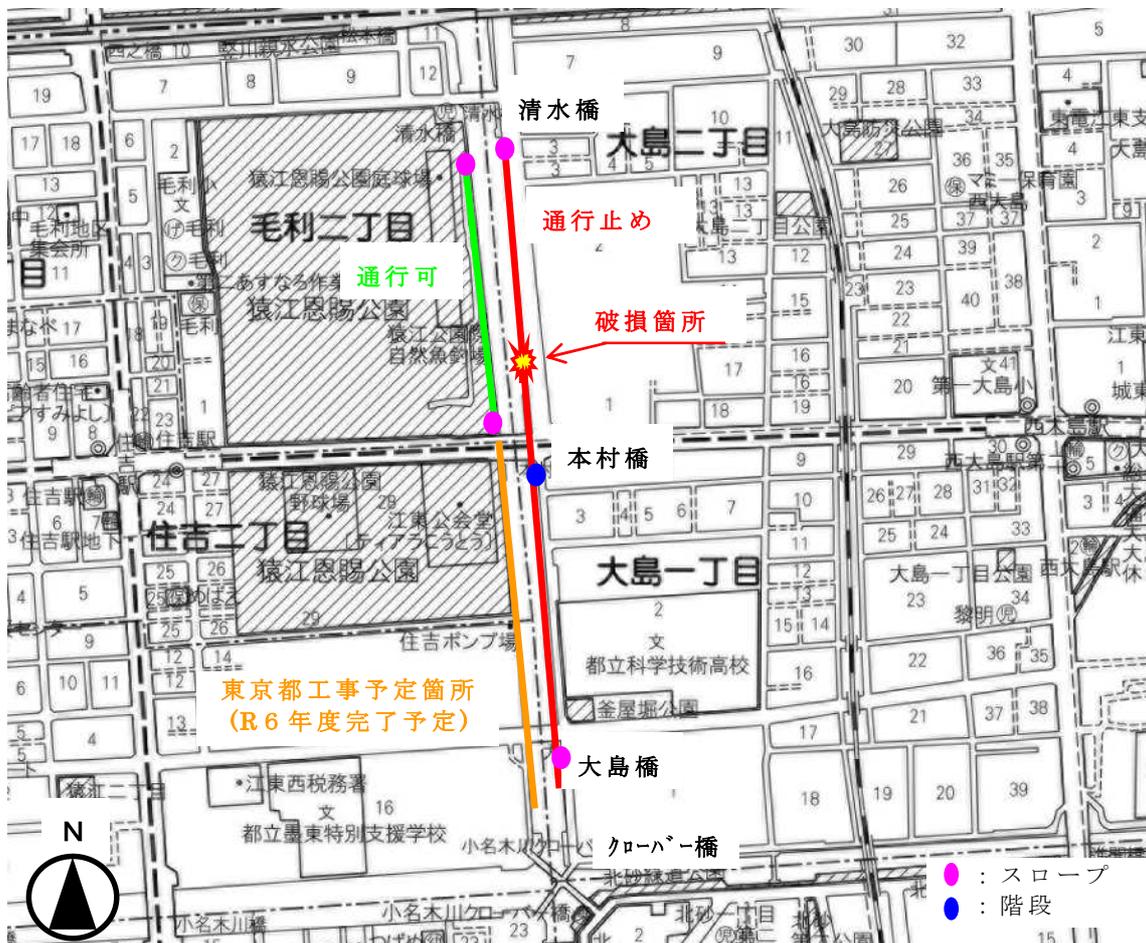
横十間川水辺の散歩道において、コンクリート舗装版のひび割れおよび沈下の破損が発生したため、利用者の安全確保のために通行止めを行っている。

### 1 通行止め箇所

江東区大島二丁目（清水橋東側）

～江東区大島一丁目（大島橋東側）

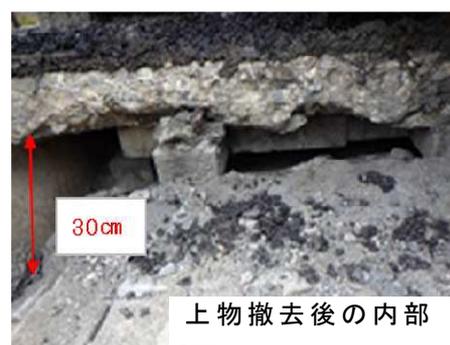
### 位置図



## 2 散歩道等の破損状況

### (1) 通行止めに至る経緯

- ・ 確認日時：令和4年6月22日
- ・ 破損箇所：本村橋北東部
- ・ 破損状況：上部コンクリートのひび割れによるガタツキ
- ・ 破損要因：沈下による路盤とコンクリート版の空隙(約30cm)



### (2) その他の老朽化状況

木製デッキ等の老朽化：デッキを支えている大引の70%が腐食、木製杭の腐食もある。  
また、木製デッキに繋がる踊場の支柱（H鋼）の腐食もある。



### 3 今後の対応

散歩道は、平成8年度の完成からすでに26年（矢板護岸についてはそれ以上）の年月が経過しており、施設の老朽化による破損は年々深刻化している。これまでも補修をすることで延命措置を行ってきたが、現状のまま開放するには、利用者の安全を確保することができない状況である。

現在の破損を改修するには、多額の費用が生じるうえ、東京都の低水路整備工事に先立ち、令和6年度には、散歩道を撤去する予定となっているため、現時点で改修工事を行い開放するには費用対効果の面でも良策ではない。

したがって、新たな散歩道の整備工事が完了するまで、継続して閉鎖することとする。

### 4 周知方法

- ・ 区報 10月21日号
- ・ 区ホームページ
- ・ 現地掲示